

(趣旨)

第 1 条 この規定は、飛騨市を象徴する公のマーク及び旗である飛騨市章(以下「市章」という。)及び飛騨市旗(以下「市旗」という。)の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(市章)

第 2 条 市章の形状は別表第 1 のとおりとする。

- 2 市章(変形・加筆等をしたものを含む。以下同じ。)を利用する者は、飛騨市章使用申込書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申込書の提出があったときは、市長は、その利用目的等が次に掲げる条件を備えているかどうかについて審査し、その利用の承認又は不承認を決定するものとする。
 - (1) 品位を損なわないものであること。
 - (2) 着色をする場合は、別表第 1 のとおりとする。
 - (3) 営利団体等が営利のため又は自己を標示するため使用しないこと。
 - (4) 本市の事業と混同されるおそれのないものであること。
- 4 市長は、前項により市章の利用の承認又は不承認を決定したときは、飛騨市章使用承認通知書(第 2 号様式)又は飛騨市章使用不認通知書(第 3 号様式)により第 1 項の申込者に通知するものとする。

(市旗)

第 3 条 市旗の形状及び規格は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 市旗は、国旗と同様に自由に広く使用することができる。
- 3 市旗の使用にあたっては、品位を損なわないように留意しなければならない。
- 4 市旗は、次に掲げる場合に掲揚するものとする。
 - (1) 市制施行記念日
 - (2) 市の主催する全市的行事
 - (3) その他市長が必要と認めた日
- 5 市旗の掲揚方法は、次のとおりとする。
 - (1) 国旗と市旗を併せて掲揚する場合は、建物等に(会場等にあつては、客席から)向かって左側に国旗を、右側に市旗を掲揚すること。
 - (2) 市旗のほかに 2 本の旗を加え、3 本の旗を掲揚する場合の序列は、建物等に(会場等にあつては、客席から)向かって中央・左側・右側の順であること。
 - (3) 国旗と市旗を併せて掲揚する場合の市旗の大きさは、国旗と同一とすること。都合により大きさの相違する場合は、国旗より小さいものを使用すること。
 - (4) このほか、掲揚するに当っては慣例に従った方法により行うこと。

附 則

この告示は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

別表第1

(1) 形状

市章の再現にあたっては、必ず市長の管理する再現データを使用すること。



(2) シンボルカラーについて

特色近似色はDIC - 2 5 8 3とし、この色より明るくならないようにすること。

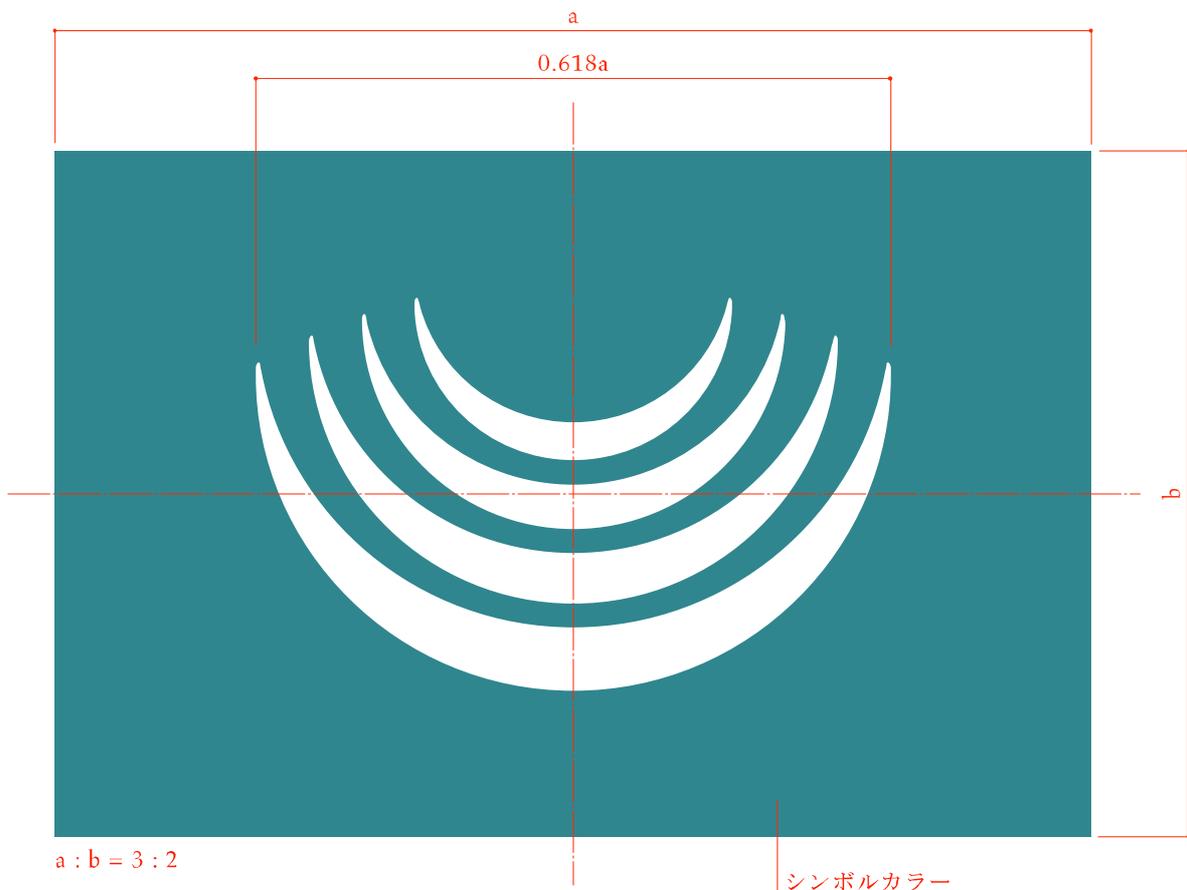
4色分解参考値は、Cyan80%、Magenta15%、Yellow25%、Black10%とする。

別表第2

(1) 形状



(2) 規格



(3) シンボルカラーについて

特色近似色は DIC - 2 5 8 3 とし、この色より明るくならないようにすること。
4色分解参考値は、Cyan80%、Magenta15%、Yellow25%、Black10%とする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

飛騨市長 あて

住所

氏名

飛騨市章使用申込書

次のとおり飛騨市章を使用したいので承認してください。

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 その他(図面等を添付すること。)